◎ 危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の一部を改正する指針 新旧対照表

改 正 案			現 行
別表 危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラム 1~15 (略) 16 特例緊急作業(電離放射線障害防止規則第7条の2第3項の作 業)従事者安全衛生教育 1~15 (略) 16 特例緊急作業(電離放射線障害防止規則第7条の2第3項の作 業)従事者安全衛生教育			別表 危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラム 1~15(略) (新設) 1~15(略) (新設)
<u>科目</u>	<u>範囲</u>	時間	
1 特例緊急作業の方法	(1) 重大事故等に対処するための作業の 方法 (2) 特例緊急作業における必要な体制の 整備及び連絡の方法 (3) 特例緊急作業における放射線測定の 方法並びに外部放射線による線量当量 率及び空気中の放射性物質の濃度の監 視の方法 (4) 特例緊急作業を行う場所の汚染の状態の検査及び汚染の影響の低減のため に必要な措置の方法 (5) 特例緊急作業における身体等の汚染 の状態の検査及び汚染の除去の方法 (6) 特例緊急作業に使用する保護具の性 能及び使用方法 (7) 応急手当の方法	3.0	
2 特例緊急作	重大事故等に対処するための機能を有す	3.0	

業で使用する 施設及び設備 の取扱い	る施設及び設備の構造及び取扱いの方法	
3 重大事故等 の事例及び関 係法令	(1) 重大事故等及び重大事故等への対処 の事例の事例(2) 労働安全衛生関係法令のうち特例緊 急作業に関する条項	0.5
<u>計</u>		<u>6.5</u>

* 定期教育としては、上記カリキュラムの科目1 ((2)を除く。) 及び2に掲げる内容に係る実技教育を実施すること。